

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく
厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成 11 年厚生省告示第 43 号）**

○ 第一種協定指定医療機関の指定要件

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ・ 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※）において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

○ 第二種協定指定医療機関の指定要件

（１）発熱外来を実施する医療機関

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ・ 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができることなどの院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※）において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

（２）外出自粛対象者への医療の提供を実施する病院又は診療所

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※）において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。

（３）外出自粛対象者への医療の提供を実施する薬局

- ・ 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※）において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。

（４）外出自粛対象者への医療の提供を実施する指定訪問看護事業者

- ・ 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（※）において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

※ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

厚生労働大臣による、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（本県資料では、当該期間のことを「新興感染症発生等公表期間」と記載している。）